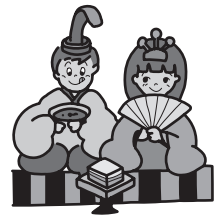


みんなで支え合う

# 国民健康保険



70歳から74歳の方へ  
医療機関での  
窓口負担の軽減が  
継続されます

国保の届け出は  
14日以内に  
行いましょう

70歳から74歳の方が医療機関で治療を受けたときにお支払いいただく窓口負担について、1割の方は、4月から2割負担に引き上げられる予定でしたが、4月以降も医療機関での窓口負担が1割に据え置かれます。

なお、現在窓口負担が1割の方には、4月以降ご使用いただく高齢受給者証(だいたい色)を3月中に送付します(現役並み所得者と判定され、負担割合が3割の方は除きます)。

国保の加入・変更・脱退は14日以内に届け出が必要で

す。国保への加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届け出をされるまで、勤務先の保険料と二重に納めていただくことになるなど負担も大きくなります。さらにこの間に資格のない保険証を誤って提示し、医療機関で受診されると、医療費を返還しなければならなくなる場合もあり、トラブルの原因となります。

国保の届け出は14日以内に忘れずに行いましょう。

ホープちゃんの

## ひとこと

「ゆカード」の粗品引き換えは3月29日(金)までです。4月からは引き換えができなくなります。まだの方はお早めに!!



	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書または住基カード・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職(職場の健康保険の資格を喪失)したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
国保の被保険者でなくなるとき	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	職場の健康保険の被保険者証・国保の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784